

【動物用医薬品特例店舗販売業許可申請手続きについて】



申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間 平日 午前 8:30～11:30 午後1:00～4:30

必要書類

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品特例店舗販売業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○ 申請書の3「店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要」については、<u>営業時間及び営業時間外で相談を受ける時間があればその時間の記載</u>
<input type="checkbox"/> 店舗所在地の略図	○ 店舗の場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 店舗の平面図	○ 動物用医薬品の配置場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類（特例店舗においては、 <u>指定医薬品以外の医薬品</u> のみ取扱可能） <input type="checkbox"/> 特定販売に関する項目を記載した書類 * インターネット等で広く広告を行う場合は 店舗販売業の許可を申請 してください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様式は問いませんが、特例添付書類（参考様式）がありますので、そちらをご利用ください ※特例店舗は地域の状況を勘案して許可された店舗であることから、特定販売を実施する場合は、販売先を申請する家保の管内とします
<input type="checkbox"/> 品目表 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り扱いたい動物用医薬品について記入してください * すべてが許可されるとは限りません ○ 取り扱える品目数には限りがあります
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	○ 申請者が法人である場合には添付してください

手数料：29,200円（鹿児島県収入証紙）

※ 鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

○○ **留意事項** ○○○○

※ 特例店舗においては、許可証に記載されている動物用医薬品以外は販売できません。

※ 箱を開けて分割して販売することはできません。

